

大頭入衆日記考

朝 倉 弘

はじめに

大和国吉野郡竜門庄の「大頭入衆日記」⁽¹⁾はすでに早くから学界に紹介されているもので、明治三十三年に発行がはじめられた吉田東伍氏の『大日本地名辞書』第一巻の吉野郡竜門の項に「大頭入衆日記は春日講の頭をなす順帳」とあるが、この春日講については後述したい。

ついで、永島福太郎氏の「公事家考」⁽²⁾と「中世の民衆」⁽³⁾のなかでとりあげられている。「公事家考」では「大頭入衆日記」というのは、竜門郷惣鎮守大宮社（吉野山口神社）の宮座の入衆及び大頭勤仕者の年次歴名」であるとされる。また、「大宮社の宮座は、その社の性格から単一の村座ではなく郷座とも称すべきもの」、「即ち各村のオトナ達の特定のものの寄合座である」とし、結衆については「座衆が即

ち公事家衆であろうか」とされ、入衆については「童名が大人名に変はるのであり、これは大夫成に類するもの」として、「大宮社の宮座」⁽⁴⁾の基本的性格を明らかにしている。

ついで、二年後の「中世の民衆」では、「竜門郷では牧定観房が興福寺の衆徒として領主の地位にあった。これが南朝に参じて吉野皇居の護衛にとめたことは太平記などにも見えているが、郷内自治が名主層によって推進されており」と南北朝時代までの竜門郷の動向を基本的に把握されている。前記の公事家衆が名主層であること云うまでもないが、氏はさらに「公事家考」では座衆の大部分は「百姓」であるとされる。

室町時代以後については、「牧氏も没落したので、他郷の興福寺の代官に年貢を送附するだけで、ほとんどその代官

の支配は受けなかった」とし、「大頭入衆日記」が天正十二年で終っている点については、天正十三年（一五八五）に「豊臣秀吉の弟である秀長が大和に入国してその領主権力をここに及ぼしたことが、この宮座を消滅させたものとみられ、地侍の名主を庄屋層農民に編成するし、その特権を剝奪した結果であると考えられる。この村落連合は、いわば武士の党的連合を模した感があり、村落内部はおそらく同族支配であり、村落自治はさほど発達したのではないらしい。しかし、上層農民がすでに権力から解放されたことは認められる」とされ、羽柴秀長の⁽⁵⁾大和入国により、宮座は消滅し、上層農民もその権力に服した。しかし、それ以前竜門郷上層農民は、他郷の代官支配（年貢収取）のもとで宮座によって自治を進めていたが、郷内各村落での自治はさほど発達したものでなかったらうと推測されている。

以上は、永島氏の前記研究から、氏の中世後期の竜門郷についての理解を私なりに把握しての紹介であるが、氏の理解については私もおよそ同意しているところである。

永島氏の「公事家考」とほぼ同時に秋山日出雄氏の「竜門庄の概観」⁽⁶⁾が発表された。これは、竜門庄の成立、支配

の変遷、庄民についての研究である。最後の庄民についての研究は在地の牧堯観と津風呂光季の南朝方武士としての活躍を、吉野郡川上村運川寺に所蔵されている大般若經典書等をもって紹介したもので、宮座については、後記のなかで「大頭なる宮座による惣結合が鎌倉以来室町を通じて行われ、これが庄の政治的経済的活動の主体になったらしい」と結論づけ、それは「山間の生産の不充分さより来る強力な者が出現しえ」⁽⁷⁾なかったことによるとされる。

その後、十七年にして『吉野町史』が編纂された。秋永政孝氏は「竜門寺庄と庄民」のなかで「南北朝時代の竜門庄」として正平三年（一三四八）の、両朝からの収取に対する竜門庄大小百姓の愁状、牧堯観と津風呂光季の南朝方としての活躍、「室町期の竜門庄」として、永享十二年（一四四〇）の竜門山合戦、永正三年（一五〇六）の沢藏軒の竜門庄への放火、大永二年（一五二二）の多武峯寺の発向等を取りあげられている。座については「宮座の大部は公事家で（中略）、オトナ衆が寄合座を構成し、うち一藤・二藤らによって宮本が構成される。上に領主層の牧氏があり、これをたすける執事津風呂氏などの地侍があり、その下の村々の公事家が集り、座を構成し、有力な一藤・二藤が宮本と

して次第に自治的な郷中支配が行なわれたのである。これらは一般階層でいえば名主層に属するものであろう」と述

べていられる。そのほかに、池田源太氏の「古代竜門文化の性格」、堀池春蜂氏の「竜門寺についての一考察」、木村博一氏の「近世竜門の村落生活」、堀井甚一郎氏の地理学からの「竜門地域」等がある。

以上の諸研究によると、竜門庄(竜門郷)の中世史や「大頭入衆日記」等の様相は残る所なく究明されているものとみなしうるが、本稿では、比較的手うすと考えられる座衆の動向を中心に考察してみたい。それは、鎌倉時代末期から織豊期にいたる間の、座衆の座に対する意欲の変遷、さらには、できれば、それを通じて座の存在意義について考えてみようとするものである。

なお、一般に「大頭入衆日記」等は大宮社の宮座文書と云われている。また、神仏習合の關係もあり、近世以後宮座と称されるようになる等のこともあり、宮座文書ということではよいと考えているが、中世の時期、披見の及ぶ限りでは宮座とは記されず、「座」となっており、本稿では「座」として扱うことにする。

座の基礎的事項

「大頭入衆日記」応永七年(一四〇〇)の項に「座衆百姓評定云」として議題について記しているが、まず、座衆百姓とある点からみると、百姓の座と考えられていたことがうかがえる。この点、前記永島氏の研究でも百姓としての名主(公事家)が座衆と考えられていた点と関連しよう。また、殿称の記載のある時期もあり、「百姓」についてはなお後述したい。

つぎに、議題のなかに「天満宮」と「大汝宮」の祭祀に關する記事がある。天満宮は現在の吉野町大字山口の吉野山口神社ないしは同社の社地に並存する高鉾神社の祭神に比定されるようである。山口神社の祭神はもと大山祇命であったが中世に入ると菅原道真にかわり天満宮と称せられたといわれている。祭神の変った理由等は明らかでないが、竜門地域では今日でも、竜門は菅公出生地であり、両親の墓もあるという伝承がおこなわれている。前記によると、この座は大字山口の大宮社(吉野山口神社)の宮座といわれている点と関連する。

大汝宮は吉野町大字河原屋字妹山の大名持神社に比定さ

れている。祭神は大名持命・須勢理比咩命・少彦名命。竜門郷の郷社であった。以上の山口神社・高鉾神社・大名持神社はいずれも延喜式内社と考えられている。⁽¹³⁾この限りでは、十世紀にはすでに竜門郷内に村落が形成されていたものと考えられる。

右の両社の祭祀のほかに、康正元年(一四五五)に始まる「造官方仕日記」には、

一石二斗六升五合 竜門寺子^(屋)ハン^(念)エ立用五月廿八日、

とある。これによると竜門寺の涅槃会とも関係する座であったとみなされる。同日記には、右のほか、「涅槃会田」「涅槃会ノ雑事ノ代」等の記録もみえ、また、竜門寺子院と考えられる「仏師院」「大門坊」「大坊」等もうかがえる。竜門寺の創立については義淵草創説がある。同僧は神亀五

表1

	村 方 名	講 頭 衆
1	柳	9人
2	野原	5
3	大田 ^(田原) 奥 ^(奥) 牧 ^(牧)	5
4	栗野	1
5	色野	2
6	野津	8
7	風原	4
8	河原	8
9	立野	5
10	峯寺	3
11	サ、ラ	5
12	志賀	3
13	西谷	12
14	平尾	14
15	山口	4
16	香東	8
	講 頭 衆 合 計(人)	103人

年(七二八)十月廿日に没しているから、以上の限りでは八世紀の前半に竜門寺は創立されたとみなされる。⁽¹⁴⁾とする
と、竜門寺涅槃会は随分古い時代にはじまったとみてよい
ものか。

つぎに、「大塔入衆日記」を、冒頭で紹介したとおり、「春日講の頭をなす順帳」と考えれば、春日講の座でもあったとみなしえよう。当面史料として、文祿三年(一五九四)の「春日講頭集衆人数覚」があり、竜門庄内の村方からの講頭衆が記されている。表1のとおりである。「大日本地名辞書」によると、この春日講頭衆子息のなかから大頭入衆が出たものようである。史料は文祿三年のもので座が解散して以後のものである。同年は太閤検地のおこなわれた前年であり、旧来の体制が、いちおう存続していたものであるろうが、同講は竜門庄領主興福寺の同庄支配の一環として庄民の間に設けられたものと考ええるならば、そのはじまりは相当に古い時代と考えられよう。

以上によると、竜門庄の座の大頭は竜門寺涅槃会、春日講、天満宮・大汝宮の祭祀をおこなう責任者であったとみなしえよう。しかし、それだけではなく、修正会・修二会等の、いわゆる年中行事もおこなったものであろう。前

掲の「造宮方仕日記」に「八十五文天満ノ修正牛玉紙ノ代丁丑、十二月日」等とわずかながらみられる。

なお、大頭は正頭とも頭人ともいわれているが、後述のとおり、はじめ(正中二年、一三二五)の頃大頭は一人であった。その後、正平八年(一三五三)以降二十余年間二人(両頭)となるが、南北朝末期にはまた、一人に復して天正十二年(一五八四)にいたったものと考えられる。任期は一年間であつて、座衆の集会によつて、持ち廻りにもせよ、座衆のうちから選ばれたものとみて違いなからう。

「大頭入衆日記」は正中二年に始まつているが、実際に座はそれ以前から存在していたものと考えられることは後述するところである。座には、おそらくは、記録がない時期があり、そうしたなかで、記録がおこなわれるようになったものであろう。その契機は不明というほかないが、大頭が座衆の集会によつて差定されるようになったことにあるのではないかと、いちおう推測される⁽¹⁶⁾。

「大頭入衆日記」は表記のとおり年毎の入衆の記録であるが、大頭勤仕についても記すところがある。名前は童名が多く、入座は大夫成に類するといわれているが、実質それは結衆の世帯の交替であつたらう。また、入衆にはその

在所(所屬の村落を示す意味であらう)が記されている。それは基本的には表1に同じで竜門庄内の村落に相当し、すでに指摘されているとおり郷座とも考えられるものである。各村落の様相は不明というほかないが、座外―非結衆の農民がいたものであろう⁽¹⁶⁾。前掲の「造宮方仕日記」には年間を通じて数多くの、目的不明の集会がみられる。たとえば、「一斗八升、極月十五日集會飯料、五百五十五文同日清酒希代」などである。これら集會は祭礼・法会・年中行事のほか、庄内行政―山野・用水の共同利用等にかかわるものであつたらうか。とすると、名主層の自治であつたかも知れないが、非結衆からみれば彼等に対する抑圧の一環であつたともみなしえよう。しかし、それだけでもなさそうである。いずれにしても、座は領主支配のもとでのことである。つきに、座がそのうちに所在する竜門(寺)庄について考察してみる。

竜門(寺)庄について

竜門庄は、記録の上では興福寺別当領であり、同寺寺務の知行下にあつたもので、『大乘院寺社雜事記』長祿二年(一二四八)五月二十二日条には、興福寺別当の雜掌であつ

た重芸の文言として竜門(寺)庄について、

右、大和国竜門寺庄者為別当領代々寺務知行、于今無相違一外、更被成下三度之長者宣一嚴重規模領地也、

とみえる。これによると、竜門寺別当は「三度長者宣」によって興福寺別当が兼帯したもので、この限り興福寺別当領竜門寺庄は竜門寺別当領であつたとも考えられる。實質、もと竜門寺領として形成されたものでなかつたらうか。としても竜門寺領の形成の時期は不明であるが、竜門郷内に延喜式内社に比定されている神社が前記のとおり三社も存在することからみると、少くとも九世紀末には、すでに竜門郷内村落が、おそらく竜門寺領開発との関係で形成されてきていたものとみてよいのではなからうか。

竜門郷に隣接して吉野川沿いに宮滝があるが、同所(河南)は吉野宮跡に比定されている。また、吉野川南部には金峯山寺等がある。いずれも今日吉野町内であるが、吉野宮や金峯山寺等へは、『日本書紀』によると応神天皇の吉野宮行幸以来となるが、吉野への通路は、現在の明日香村の岡から稻淵・栢森をへて芋ヶ峠越えに竜門郷の千股にいたり、上市から吉野川沿いに宮滝にいたつたようである。平

安時代には多武峯をへて竜在峠を越え竜門郷の滝畑にいたり、さらに矢立峠をへて千股に出る道が公卿等に利用されることが多かったといわれている。いま一つ多武峯から八井内・鹿路をへて細峠越えに竜門郷の西谷・平尾に出て、東西路の伊勢街道に達する道もあつた。芭蕉は細峠越えに竜門滝をみて芳野へ出たようである。以上は近世以前大和國中(くんなか)から吉野にいたつた通路で、当時は今日の国道一六九号を使用したものではない。つまり、竜門郷は國中から吉野にいたる径路に當つていたので、この点からみても、竜門庄の開発も村落の形成も前記のとおり九世紀頃ではなかつたかと推測される。

もつとも、南北朝時代になると竜門庄が南朝膝下に所在していた関係で南朝方の支配下に入ったものと考えられるが、しかし、建武四年(延元二年、一三三七)から翌年にかけて新田義貞・北畠顕家が敗北し、暦応二年(延元四年、一三三九)には後醍醐天皇が吉野で病死、常陸において関東武士の結集をはかつた北畠親房も康永二年(興国四年、一三三三)関城・大宝城を失つて、それ以後南朝の軍事力の敗北は決定的となった。その後、正平三年(貞和四年、一三四八)高師直の吉野攻略により吉野行宮の蔵王堂が焼き払

われ、後村上天皇が金峯山寺から紀州に移ると南朝方の崩壊も決定的なものとなった。以上の南朝方支配力の崩壊するなかで、興福寺寺務（北朝方）は竜門庄の支配を復活しようである。しかし、南朝方からもこれまでどおり年貢・公事等の要求があり、この両方からの催促に対し竜門庄庄民「両庄大小百姓」は訴えるところがあった。つぎのとおりである。

竜門御庄大小百姓等謹言上

被仰下候当御庄御知行御事、南山ヨリ他所へ臨幸ナラセ給候之後ハ殊更本所南都ヨリ可有御知行ヨシ無隙催促ノ御使被下候之間、本所御請申候トコロ今又御所方如此被仰下候、両方へ御請之上者公事百姓等難叶候、恐々言上如件、

正平三年九月 日

両庄大小百姓

この愁状は竜門庄の領主興福寺別当（北朝方）宛てのものと考えられるが、愁状の主体である「両庄大小百姓」は竜門庄内の座衆を中心とした全百姓であろう。座は領主支配下にあったとはいえ、南北両朝からの収取に対しては、座衆は団結して自らの要求を訴えたものと考えられる。この愁状の結果は不明であるが、前記の南朝支配勢力の崩壊状

況からみると、竜門庄の支配は北朝方の興福寺寺務のもとにあったとみてよからう。しかし、いずれまた、南朝方の支配下に移ったものと考えられる。それは、南朝方勢力の崩壊がすすむなかで、足利尊氏・直義兄弟の対立が激しくなり、前記愁状が出された正平三年の翌同四年にはそれが表面化し、翌同五年（観応元年、一三五〇）には観応の擾乱となり、同年十二月足利直義は南朝に帰降する事態となった。翌同六年（観応二年）尊氏・直義は一時講和したが、再度不和となるなかで、今度は尊氏が直義に対抗するため南朝に降った。こうした尊氏・直義兄弟の争いは南朝軍事体制の復活をもたらしたろう。のみならず、正平六年六月以来興福寺では一乗院（南朝方）と大乘院（北朝方）両方の衆徒が合戦に及ぶという事態もあり、興福寺寺務としても竜門庄支配を確保する余裕はなかったらう。そのうえ、興福寺寺務に代って竜門庄を代官支配していたと考えられる牧氏は南朝方であつた関係もあり、竜門庄は南朝方支配下に復したものと考えられる。以後、南北朝時代の終る明德三年（元中九年、一三九二）ころまで竜門庄は南朝方支配下にあり、明德四年以後興福寺寺務の支配下に復したものと、いちおう考えておく。

ところで、南北兩朝が支配を競合した竜門庄のそれは、同庄がいずれの側にあったとしても、その収取の年貢・公事は比較的軽いものではなかったかと推測される。相手方の支配を排除するための一手段としてである。

室町時代に入ってから興福寺寺務の竜門庄支配は同庄の東に隣接していた小川郷（東吉野村内、旧小川村）の小（おむら）の丹生川上神社中社神主家であり、また、興福寺大乘院方衆徒でもあった在地武士小川氏が代官として支配していたものと考えられる。南朝方の牧氏らは室町時代以後どうなったものか不明。しかし、小川氏は年貢・公事（代官請料）を無沙汰したため代官職を追放され、代つて竜門庄の北に隣接していた多武峯寺が、康正二年（一四五六）に小川氏に代つた。『大乘院寺社雜事記』同年五月二十二日条には、

去十八日竜門庄年貢事、百五十貫文多武峯請定了、とみえる。こうした状況のなかで、小川弘光が「三種ノ神祇之内神贖」を南朝方から奪い取った功として、先祖以来の竜門庄代官職を要求する一幕もあった。²⁴ もっとも、興福寺はこれを拒否し、改めて多武峯寺の代官請負いを存続させている。

座衆について

座衆は大頭勤仕の責任を負っていたが、反面からみるとその権利を有していた。この座衆は「百姓」であった点は前記したところであるが、その実体について諸史料にもとづいて考えてみるに、結論として座衆は「クシヤ」（公事屋）であり、名主であったとみなされること、前記永島説等のとおりである。

もっとも、「大頭入衆日記」にみられるクシヤは表2のとおりで、両帳を通じてわづかに十件がみられるだけで、そのうち六件は西谷、三件は峯寺、一件は平尾である。この三村は相互に隣接しており、天満宮・竜門寺の所在する山口とも隣り合っている。しかも、前記のとおり、近世までのところ、大和国中から吉野にいたる通路のうち多武峯を経て細峠ないしは竜在峠を越えて竜門庄に入る道筋に当り、そのうえ、多武峯寺が竜門庄を代官支配していた点からみると、右三村地域は竜門庄の交通・行政・経済上の要地であったと考えられ、「シャウチ」（庄司か）・「シャウヤ」（庄屋か）といった上層農民の肩書をもった者もこの地域に集中していた（表3）。

表2

年次	公 事 屋
文安5年	ニシタニヲニシ 兵衛四郎トノ、子息 タウノモトクシヤ
寛正5年	ミ子寺サエモン三郎子 鬼若丸 ミ子寺カトノクシヤ
同 6年	ヒラヲナカノクシヤ 衛門五郎 アトツキ
天文16年	西谷ヲニシ 六郎三郎 此公事屋去年キトナムベキトコロ……
同 21年	峯寺カトノクシヤ 梅千代
永禄7年	比公事屋…… 西谷カヘヤ
同 10年	西谷北公事屋地下キトナミナリ
元亀3年	西谷下□公事屋……
天正4年	西谷大西クシヤ……
同 10年	ミ子寺中トノクシヤ 五郎サエモン

表3

庄 司・庄 屋	年 次
ヒラヲシヤウチ	文安2・文正元・弘治3
ミカノヲ(西谷)シヤウヤ	天文17・天正5
山口ハハ庄屋	弘治2・文禄3
河原屋方庄屋	文禄3
大ノ、シヤウヤ	天正5

表4

所 在	公 事 屋
コナ方	ヒハノクチ公事ヤ
マキ方	カイトクシヤ
同	ホリコタニクシヤ
同	コタニクシヤ

「大頭入衆日記」では両帳を通じて公事屋と肩書きされた座衆は右の地域以外にはみられない。この点、庄司・庄屋についても同じである。しかし、同日記以外にもわずかながらみられる。それとして、天正五年(一五七七)の「惣郷納帳」には表4のとおり公事屋がうかがえる。これらは地名化したものかどうか明らかなでないが、地名化したものとしても、それは公事屋が存在していたことによるものであろう。そのほか、前掲正平三年の竜門庄の大小百姓の愁状には、南北両朝からの収取に対して「公事百姓等難叶候」とある点からみると、竜門庄の名主は公事百姓、つま

表5

名号	応永33年	康正元年	天文24年	永禄3年	天正5年
名号	○				
国次		○		○	
安宗		○		○	
力丸		○		○	
徳得		○		○	
平ノリ		○		○	
サ真		○		○	
タ真		○		○	
ヘん			○		
のん			○		
道珍				○	
正				○	
モト					○
ネキヨ					○

〔註〕 応永30年は畠地作主職売券
 康正元年は造官方仕日記
 天文24年は処分帳
 永禄3年は造官方諸支配引付
 天正5年は惣郷納帳

う。これら百姓名は、南北朝時代を通じて本名の分解によって形成された新名とみてよいものであるか。

興福寺領庄園の本名の分解は本名の半名とか四分一名といった形態の場合とそうでない場合とが考えられるが、表5の名が新名とすると後者の場合となろう。

座の始源について

正中二年(一三二五)にはじまるという「大頭入衆日記」のはじめの部分、正中二年から延元三年(一三三八)までを掲げるとつぎのとおりである。

正中二年乙丑源内エノモト 延元二丁丑勤仕畢

嘉暦元年丙寅熊サコ 延元三戊子勤仕了

嘉暦二年丁卯 六郎ミ子テラ 延元四己卯勤仕了
 魁若カヒヤ 興国元庚辰勤仕了

嘉暦三年戊辰孫三郎ミ子テラ 興国二辛巳勤仕了

元徳元年己巳 多武コイワミ 興国三壬午料頭十二貫文 弁進了
 小牛ヲニシ 興国二辛巳料頭七石弁進了

り、公事屋と称されていたものと考えられ、この点からみると、座衆は名主であり、公事屋であったとみることができよう。

そこで、つぎに名についての記録をみると、初見は後掲応永三十年の畠地作主職売券にみられる「竜門庄山口郷宗国名」であるが、その後の分については表5のとおりである。これらも、もちろん竜門庄の百姓名とみて違いなから

元徳二年庚午 弥六ヲニシ 興国三壬午勤仕了

元弘元年辛未 觀音エノモト 不勤仕而他界畢

元弘二年壬申 一郎ノコヘ 興国二辛巳料頭七石弁進畢
辰 ヲウタニ 興国二辛巳料頭七石弁進了

元弘三年癸酉 干与熊ハ、 興国四癸未勤仕了

建武元年申戌 又太郎エノモト 興国五甲申勤仕了
瀧王丸スキモト 興国六乙酉勤仕了

建武二年乙亥 薬師コヤ 不勤仕而逃脱畢
五郎ナカノ 興国七丙戌勤仕了

延元元年丙子 七郎カヒヤ 正平二年丁亥勤仕了

延元二年丁丑 地藏ミ子テラ 正平三年戊子勤仕了

延元三年戊寅 薬師ヲウタニ 興国三壬午料頭十二貫文
一松シリエ 弁進畢
正平三戊子料頭八石弁進了

まず、冒頭の源内についていえば、正中二年(一二三二五)に入座し、十三年後の延元二年(一二三三七)に一年間一人で大頭を勤めたとみるのが穩当であろう。つぎの年嘉暦元年(一二三二六)に入座した熊も同様十三年後の延元三年に大頭を一年間一人で勤めたものとみなされる。入座するのは毎年一人とは限らないわけで、嘉暦二年は六郎と鬼若の二人となっている。この記載順に、六郎は十三年後、鬼若は十四年後に、それぞれ一年間一人で大頭を勤めたと理解でき

る。

以上の限りでは、同じ年に入座する者が多ければ、それだけ大頭を勤めるまでの年次が長びいてくる。そういった関係もあってか、元徳元年(一二三二九)に入座した多武と小牛の二人はともに「料頭」(後述)を勤め、小牛は興国二年(一二三四一)に七石を、多武はその翌興国三年に十二貫文を、それぞれ座に弁進して大頭勤仕に代えたものと考えられる。大頭は興国二年には嘉暦三年に入座した孫三郎が、翌興国三年は元徳二年に入座した弥六が、それぞれに勤仕している。(前掲史料)。

入座した者は生涯に一度は一人で大頭ないしは料頭を勤める責任があったものと考えられるが、それは権利でもあったといえる。しかし、元弘元年(一二三三二)に入座した観音は、大頭・料頭いずれも勤めないまま他界しているが、これはやむをえぬことであつたらう。また、建武二年(一二三三五)入座した薬師と正平元年(一二三四六)の十郎(掲載外)はともに大頭・料頭いずれも勤めないまま「逃脱」している。これは竜門庄から逃亡したものであろう。

ところで、正中二年から入衆の記録がとられているのに、同年から十二年後の延元元年にいたる間の大頭の記録

がみられないのはどういふことであろうか。正中二年源内が入座したとき、少くとも十二人の座衆がいたものと考えられる。この十二人が毎年一人ずつ入座順に大頭を勤仕したものと推測される。そして十三年目に源内が大頭を勤仕したわけである。場合によって料頭勤仕者もいたとすれば、源内が入座したときの座衆は十二人を越えていたものとみてもよからう。しかし、これら大頭・料頭勤仕者の、入衆が記録されるようになった正中二年以後十二年間分の記録はみられないのである。「大頭入衆日記」は入衆日記だったとしても、正中二年以後の入衆の大頭勤仕の記録もとられているのであるから、正中二年以後延元元年までの大頭勤仕の記録もとられていて当然と考えられるのに、「大頭入衆日記」にはみられない。どういふことの結果なのか不詳。この点、奈良県北葛城郡香芝町大字下田の鹿島神社所蔵の法樂寺座の建久七年(一一九六)にはじまる座衆帳、それは内容からみると、頭役・入衆帳といつてよいもので、はじめに頭役勤仕者の歴名があり、そうしたなかで、入衆も記録され、次第に入衆の記録が中心となつてゆく。ある時期に記録が作られるようになったとすると、右の法樂寺座の場合のほうがより自然とみなされる。この限り、

「大頭入衆日記」の正中二年にはじまる記録は後から整理した疑いが残る感じを受ける。ともかく、正中二年に座衆は源内をふくめて少くとも十三人を数えたはずだから、座は正中元年以前にも存在していたものとみて違いなからう。

表紙についていえば、書き損じた紙の裏右半分を活用したものであるが、裏左半分には永享十年から同十二年までの四年分の入衆・大頭の記録があるから後補ということは明らかとみなしうる。右半分には「大頭入衆日記 正中二年乙丑始也」とあり、また「表紙共數式拾枚有之候」とみえる。後者は後筆であろうが、現存の第一冊の枚数と一致している。右のとおり、表紙をとりかえたことは確かであろう。それは永享十二年の座の諸行事が終つた時期のことであつたらうか。

つぎに、第二紙以下の筆蹟について考えてみるに、冒頭の「正中二年」の「正」と「正平廿二年」の「正」の字を中心に考察するならば、いちおう同一人の筆蹟とみてよさそうである。この限り、正中二年(一三三五)から正平十二年(一三六七)にいたる四十三年間、毎年同一人が書いたものか、同一人が旧記録をみて整理して書いたものか、

いずれかをえらぶとすれば、いちおう後者となろう。とすると、旧記録が気にかかる。

しかし、以上の疑問をさらに追求しても、屋上屋を重ねる結果に終りそうであるので、これ以上の推測は止めて、正中元年以前にも記録があったらうと推測してゆく場合の「拠り所の一つ」として、前記法楽寺座の記録は建久七年（一一九六）にはじまっていることをあげておこう。法楽寺座の結衆も竜門庄の座のそれと同じく名主（百姓名）と考えられる。ただ違うのは法楽寺座の所在は大和国中・平坦地域に対し竜門庄は山間地域ということであろう。大和国中の百姓名体制・村落共同体の成立は、いちおう平安時代末期と考えられ、この限り法楽寺座の記録が建久七年にはじまっているのは、そんなに不自然ではなからう。

つぎに、以上の正中元年以前のこととは関係なく、「大頭入衆日記」にみられる竜門庄の座を名主（百姓名）の動きとの関係でいえば、それは本名の分解、新名の成立がすすむなかでのあらたな社会的矛盾の形成が座の根底にあったものとみなしえよう。もともと、大和国中における本名の分解、新名の成立は、鎌倉時代後期と考えられるが、竜門庄は山間地域なのでおくれたものとみて、鎌倉時代末期以

降南北朝時代と考えてのことである。

入衆の動向

「大頭入衆日記」冒頭の源内について前項でみたように、彼が大頭を勤仕したのは正中二年に入座して十三年目の延元二年であった。この間、大頭になる順番を待っていたものであろう。このような立場の入衆を同日記では「未頭衆」といつている。源内が入座したときは、少くともほかに未頭衆は十一人いた計算になる。

この未頭衆の増加は、云うまでもなく入衆の増加によるものである。一方に座の財政上の問題もあって、ときに料頭という形で未頭衆の減少をはかったにせよ（表6）、正平八年（一一五三）

年次	人数
興国2年	4
同 3年	4
正平3年	5
同 8年	1
同 12年	1

には未頭衆は二十一人いたという。これが問題となり、同年以後大頭は二人になった。これを両頭といった（後述）。この両頭制の背景となる入衆の人数を表7からみるに、興国年間（一一三四〇〜四五）になると、それ以前にはみられなかった、年に入衆三人・四人の年が存在し、こうした人

数は正平年間(一三四六
 〇六九)をへて南北朝時
 代末期弘和元年(一三八
 一)頃までみられる。

しかし、反面、南北朝
 時代末期以後は漸減の動
 きも否定できないよう
 で、年に入衆一人・二人
 の年が増す状況である。

表7は文明元年(一四六
 九)までとしたが、同年
 以後天正十二年(一五八
 四)までの百十有余年間
 は、原則として入衆は年
 に一人となっている。応
 仁年間までとは事情が違
 うからである(後述)。以
 上の、入衆の増加との関
 連で問題となっていた未
 頭衆の増加の解決として

表7

年号	入衆	年号	入衆	年号	入衆	年号	入衆	年号	入衆
正中2	1人	正平9	3人	弘和3	1人	応永19	2人	嘉吉元	2人
嘉暦元	1	10	4	元中元	2	20	2	2	1
2	2	11	3	2	1	21	2	3	2
3	1	12	2	3	—	22	1	文安元	1
元徳元	2	13	2	4	—	23	1	2	0
2	1	14	2	5	2	24	2	3	1
元弘元	1	15	4	6	1	25	2	4	1
2	2	16	3	7	2	26	2	5	2
3	1	17	3	8	0	27	2	宝徳元	1
建武元	2	18	3	9	1	28	1	2	1
2	2	19	3	明徳4	3	29	2	3	2
延元元	1	20	4	応永元	2	30	1	4	3
2	1	21	1	2	2	31	2	享徳2	2
3	2	22	1	3	0	32	2	3	1
4	2	23	—	4	2	33	2	4	2
興国元	2	24	—	5	2	34	2	康正2	2
2	3	建徳元	—	6	3	正長元	2	長禄元	1
3	1	2	4	7	2	永享元	2	2	1
4	2	文中元	4	8	2	2	2	3	2
5	3	2	2	9	1	3	2	4	2
6	4	3	2	10	2	4	2	寛正2	2
正平元	3	天授元	1	11	2	5	1	3	2
2	1	2	3	12	2	6	1	4	1
3	2	3	3	13	2	7	—	5	1
4	2	4	1	14	2	8	2	6	1
5	1	5	—	15	2	9	2	文正元	2
6	2	6	—	16	3	10	1	2	1
7	2	弘和元	4	17	3	11	2	応仁2	1
8	3	2	1	18	2	12	2	文明元	1

〔註〕 年号は「大頭入衆日記」による。—は記載なし。

の大頭二人（両頭）制の実現をとりあげてみよう。まず、「大頭入衆日記」正平八年の記録を掲げるとつぎのとおりである。

以上興國五年ヨリ正平七年マテ、未頭衆廿一人正平八年癸巳八月廿五日烈參申正頭勤仕之間事、此未頭衆等内庇弱之者等如以前勤仕之条可難叶候哉、自今以後者雖被成二人頭候、毎年入衆等可相統候之間正頭勤仕之条尽未来際不可有闕如候哉由申候、此上可申入旨返事也、仍当年ヨリ二人頭勤仕之初也、若松トモヤ鬼同ミ子テラ

而正平八年癸巳十月廿二日座衆百姓評定候哉、大頭勤仕事、^{九月}十一月 兩頭事可為入次第、御供田当作事、九月頭人可作之、返饗事付御供田当作九月頭人可致其沙汰云々、則評定事書在之、

冒頭の未頭衆二十一人という人数は、正中二年の未頭衆十一人に対して二倍に近い。これは料頭（表2）によって未頭衆を減らしたうえでのことである。この未頭衆の漸増を大頭二人制の実現で解決してゆこうとする未頭衆の座への烈しい要求は、もちろん座衆としての積極的姿勢とみるこ

とができよう。記録にみえたとおり、「庇弱」な座衆の場合大頭一人では勤仕しがたいので二人の大頭にせよというものは、そのような場合もありえたにしても、また、前項で指摘したように「逃脱」者二人がいたにせよ、実際には未頭衆の大頭への意欲の強さとみることができよう。この大頭への強烈な意欲の抛り所は記録の上では明らかでないが、正中以来の座的結集の強さのうえ、さらに、時期的には、両頭制となる数年前の正平三年に、前記のとおり、南北両朝からの二重支配の排除を実現したうえ、両朝が支配を競合する条件のもとで、おそらく比較的軽い年貢・公事の上納をも実現したことによるものではなからうか。

両頭制が未頭衆の要求で座衆の集会によって実現した様相は前掲史料からうかがえる。両頭は九月頭と十一月頭であつて、九月頭が「御供田」の耕作に当り、その収穫をもつて法会・祭祀の供物となし、また、それは集会の際の饗応の一部にも使われたものであろう。

もっとも、両頭は長続きはしなかった。「大頭入衆日記」では、正平八年から同十四年までは両頭が記され、同十二年には、さらに料頭の一人がみられる。しかし、同十五年以後は入衆の記載のみになり、両頭の記録はみえなくなる。

こうした時期が天授元年(一三三五)まで続き、翌同二年は九月頭一人のみが記載されている。ついで、以後弘和三年(一三三三)・元中元年(一三八四)ともに九月頭のみが、いちおう記され、他の年は大頭記録はみられない。もつとも、元中五年以後は毎年九月頭一人のみが記録されて永正十五年(一五二八)まで続くが、嘉吉三年(一四四三)〜宝徳三年(一四五二)までは入衆・大頭勤仕に月日がみられない。

つまり、二十一人の未頭衆の烈参によって実現した両頭制は、長く続いたとみても天授元年までの二十三年間で、翌同二年には前記のとおり九月頭一人となり、あと両頭は記録の上ではみられなくなった。こうした両頭制の崩壊は、前記した入衆漸減の動向とはほぼ一致している。

とともに、座衆の一部に殿称の者がみえはじめる時期とも一致するようである。それは元中五年(一三八八)の入衆の親「左衛門太郎殿」にはじまり、室町時代に入ると次第に多くなる。もつとも、それは寛正四年(一四六三)までで以後激減する。といつても、もちろん全然みられなくなるわけではない。また、同一人でもときによって殿称が有無することもみられる。つまり、使用が厳正でないというか、そういった面もある。しかし、はじめはみられなかった殿

称がおこなわれるようになるには、そこに何等かの根拠はあつたはずであろう。

以上の南北朝時代末期頃からの、入衆の漸減、両頭制の崩壊、殿称座衆の出現、これらの動向の背後にどのような動きがあつたものであろうか。これという史料があるわけではないが、これらの動向に関連があると考えられる史料(田畠地作主職等売券)数点がある。そのうちの一点はつぎのとおりである。

売渡 畠地作主職事

合一所者 四至限東際目 限南泚
限西大道 限北際目

在大和国竜門庄山口郷ノ内字湯尻ノ元宗国名ノ内、右件畠地作主職者五郎四郎先祖相伝之私領也、雖然仍レ有要用ニ直錢老實文仁宛テ永代定□房ノ方ヘ令ニ沽却ニ事実正明白也、湯宗国名ヘ夏麦ニ□大豆ニ舛在之、此外無役ノ処也、五郎四郎先祖相伝之上ハ後代「不可」有ニ地荒ニ処也、仍為後代証文新券文之狀如件、
応永卅年癸卯二月十六日 証人孫太郎○

五郎四郎

これは畠地の作主職売券と考えられるが、所在は竜門庄山口字湯尻元にあつた宗国名内である。名畠であつたから、

おそらく、もと宗国名名主某が同畠の作主権を牧（大宇陀町大字牧）の五郎四郎の先代某に売却し、それを相伝していた五郎四郎が応永三十年に定[□]房に転売したときの新立券文であろう。作主職とは、この場合田畠に対する、一定の条件（年貢等完済）のもとでの所有権と考えられるが、実際には田畠の剰余生産（加地子、作職）の売券であり、売り主（作主、名主でもある）は売却後は買い主に加地子を醸出する作人になったものと考えられ、つまり、地主・小作関係の形成が背景にあったものとみてよからう。

大和の国中・平坦地域では右のような地主・小作関係は鎌倉後期以降形成されるが、吉野山間の竜門庄の場合は南北朝時代が相当したものか。こうした地主・小作関係の形成のなかで考えられることとして百姓名（本名）の分解、新名の形成があげられよう（後述）。それは隸属小農の自立化コースよりは家父長的複合家族経営の小家族経営への分解コースとみるのが妥当ではなからうか。²⁶こうした動向の進展するなかで入衆が年に三人・四人になることもありうるようになったものと考えられる。

しかし、南北朝時代末期頃より南朝方の崩壊によって実質領主支配の競合がなくなると、竜門庄の年貢・公事は相

当に強化されたようである。それは後述のとおりであるが、室町・戦国両時代を通じて代官請料の額では、はじめ二百貫文、中頃より軽減されて百五十貫文、戦国時代に入ってから軽くなり百二十貫文、その後大永二年に強化されて百五十貫文となる。以上の代官請料の変化からみると、南北両朝統一前後から竜門庄年貢・公事は相当強化されたことが推測される。こうしたなかで作主職の売却がすすみ、新名の階層分化も相当に進んだのではなからうか。そこに、本名分解の一段落とあいまって、前記したように入衆漸減の動向が形成され、また、階層分化の上限は、本名主に系譜する有力名主（惣領家）とともに殿称をもって記録されるようになったのではなからうか。しかし、階層分化の、さらに進展するなかで殿称は激減してゆく。それが寛正四年以後となるようである。もっとも、これら殿称も身分的には地下人と考えられる。ところで、殿称は竜門庄に限らず前記下田庄の法楽寺座の頭役・入衆帳にもみえる。同帳は建久七年（一一九六）にはじまるが、殿称が初見するのは鎌倉時代中期の建治四年（一二七八）である。しかし、南北朝時代末期の康応二年（一三九〇）を最後に消滅し、室町時代に入ると殿称はみられなくなってしまう。

竜門庄の「大頭入衆日記」と比較してみると、時期的に喰い違いはあるにしても、類似した現象であり、そこには共通する根拠があったものとみてもよさそうである。しかし、下田庄内法楽寺座の頭役・入衆帳の場合も殿称の出現・消滅について関連した史料は見当らない。それで下田庄と同じく大和の国中・平坦地域にあって、しかも適当な史料が現存する若槻庄、下田庄に隣接していると考えられる当麻庄、それぞれの百姓名の動きについて考察してみる。

若槻庄等の動向

若槻庄は大和郡山市若槻町に所在した興福寺大乘院領庄園で、大和国中・平坦地域に所在し基本的に下田庄と同一地理的条件下にあると考えられる。同庄は、鎌倉時代後期徳治二年(一二三〇七)の若槻庄土帳并同条里坪付図によると、名主屋敷合計一町五段は庄内に散在しており、いわば散村形態をなしていたが、室町時代正文元年(一四六六)の土帳では添下郡三条一里三四坪一町分に「大堀 小溝 七反屋敷御米田 二反御米」とあり、これによると七段の屋敷地が御米田(名田)のうちに設定されていることがうかがえる。同土帳では右のほかに名主の屋敷地はみられない

ので、鎌倉時代後期には庄内に散在していた屋敷地一町五段が室町時代には七段に縮小する形で集村化したものと考えられる。また、大堀の一部もみられ環濠集落となっていたこともうかがえる。なお、三条一里二一坪には「一反堀堂敷地」、同二二坪には「四反堂宮」とある。以後、若槻庄集落は西方(寺社の方)に延びてゆき、今日では集落は社寺と一体化している。若槻庄が室町時代に集村化・環濠化した背景には同庄作人(後述)を中心の弱体化した惣結合と在地武士の指導がいちおう推測される。それは本来鎮守・宮寺を軸とした座的結合であったと考えられるが記録としては今日みられない²⁷⁾。

つぎに、前記徳治二年土帳并条里坪付図によって、鎌倉時代後期の若槻庄の本名の分解と新名の形成状況(表8の1・2)と間田百姓の状況(表8の3)を作成してみるとつぎのとおりとなる。表8の1は本名が二〇三の新名に分解する動きを中心としたものである。表8の2は二〇三に分解した本名の一部分が二〇三の他の旧名の分解した一部分と一体化して新名を形成した動きを示すものである。表8の1の本名は二〇三の新名に分解したとしても、それは経営面での自立であって、そのうちの一名は本名の惣領家

表8 旧名の分解新名の形成

(1) 単純な場合

(旧名)	股	歩	(新名)	股	歩	
1 西名	23	000	宗清名	10	240	1
			国宗名	6	240	2
			安貞名	5	240	3
2 南垣内名	18	090	石王丸名	9	150	4
			吉清名	8	300	5
3 大東名	19	060	真清名	9	060	6
4 某名	1	000	末吉名	11	060	7
(大東カ)						
5 西垣内名	16	180	貞宗名	28	120	8
6 某名	4	000				
7 池尻名	15	300	五郎丸名	8	000	9
			7.300			
			8.000			
8 集名	15	314	集名	15	314	10
9 下司名	17	000	下司名	17	000	11
10 公文名	17	000	公文名	17	000	12

(2) 複雑な場合

(旧名)	股	歩	(新名)	股	歩	
11 牛飼田名	18	000	5.180			
			3.270			
			3.180			
12 清六名	15	270	4.270			
			4.188			
			8.090			
13 中田名	14	120	7.180			
			8.240			
			9.120			
14 大垣内名	17	270	9.000			
			5.240			
			5.240			
			3.248			
15 庄屋垣内名	17	120	2.270			
			6.140			
16 嶋名	18	060	8.300			
			5.320			
17 平群名	19	270	5.320			
			6.006			
			5.188			
			下司脇名	9	090	13
			景宗名	12	278	14
			宗吉名	8	090	15
			宗時名	25	180	16
			弘宗名	28	008	17
			行弘名	9	050	18
			西心名	14	260	19
			西蓮名	11	326	20
			宗貞名	55	188	21

〔註〕 徳治2年の若槻庄士帳による。

を継いで他の新名と一体化していたものと考えられる。表8の2の場合も相互に異った本名の一部分が集って新名を形成しているにしても、その枠内で経営的には自立し、どれかの部分が本名主の惣領家を継いで指導的な役割りを果たしたものであろう。

以上の新名の形成は、経済的には鎌倉時代後期に入って

の農業経営の集約化等による生産性の向上にもとづく動きである。つまり、鎌倉時代前期以来の百姓名の経営は一町五段前後以上の場合には家父長制複合家族によるものであったのが、右の生産性の向上によって小家族経営への転化の結果、百姓名(本名)は二〜三の新名に分解したものと考えられる。しかし、生産性の向上によって庄内上層の新名

(3) 徳治2年・若槻庄間田百姓

		間田作人	間 田	集 名	屋敷地	合 計
名 主	1	石 王 丸	9.000			9.000
	2	西 心	6.000	1.015		7.015
	3	西 蓮	3.090	1.054		4.144
	4	下 司	2.000			2.000
	5	公 文	1.000			1.000
		小 計	21.090	2.069	0	23.159
間 田 百 姓	1	仲 二 郎	5.250	2.269	0.080	8.269
	2	徳石四郎	7.180	0.180	0.030	8.000
	3	源 六	5.180	1.324		7.144
	4	平 治	6.180			6.180
	5	八 郎	6.180			6.180
	6	五 郎	4.000	1.180		5.180
	7	太 郎	4.000	1.000		5.000
	8	九 郎	4.000	0.252		4.252
	9	源 藤三郎	4.090	0.090		4.180
	10	二 郎	4.180			4.180
	11	春 四 郎	3.000	1.159		4.159
	12	浄 念 日	0.110	3.087	0.250	4.087
	13	道 道	3.060			3.060
	14	法 二	3.000			3.000
	15	宗 仏	3.000			3.000
	16	成 盛	2.300			2.300
	17	盛 燃	1.000			1.000
	18	迎 五 郎	1.000			1.000
	19	十 郎	0.180	0.144		0.324
	20	御 房	0.180			0.180
	小 計	70.270	13.245	1.000	85.155	
合 計		92.000	15.314	1.000	108.314	

〔註〕 徳治2年の若槻庄士帳による。

入るから武士化した侍分とみなされたよう。とすると、村内に居住していたとしても村民ではなく、名主の座の結衆であつた者は座を離れたものと考えられる。従つて、名主の座の結衆としての殿称の名主は披官化していない侍分といつた存在と考えられる。

主のうちには地主化するものもあつたろう。そのうち本名主家の惣領を継いだ新名主家は殿称をもつて扱われるようになったのではなからうか。

また、地主化はそれだけ農耕から離れるものであり、上層惣領家は武装して他侍化する面もあつたろう。この場合、興福寺の衆徒・國民に披官化すれば支配者層のうち

れる。いわば、地下人のうちの侍分で、つぎに、結衆外とみられる間田百姓の表8の3であるが、石王丸以下五人の名主は間田も経営していた。その他の間田百姓二十人は経営面積からみると八段代以下である。そのうち集名の仲二郎・徳石四郎・浄念の三人は屋敷地もあり、経済的には自立の可能性も考えられ、いずれ結

衆への余地があったかも知れない。他の間田百姓は、いちおう自己の経営を持っていたにしても零細であり、屋敷地もなく名主の小屋住み等であったものであろう。しかし、上層名主の地主化とともにその作人となり、機会をみて同田畠の作主職を買得する可能性もあったらう。さらには、それら経営地が土帳に登録される形で領主にその存在を認められ、漸次台頭してゆく余地があったらう。若槻庄では徳治二年の時期で間田百姓二十人は新名主二十一人に匹敵する人数であり、新名主による座の結合は間田百姓の存在、台頭の動向とともに、いっそう緊張を必要としたものであったらう。なお、名主・間田百姓といった二階層は、百姓名設定以来存在していたものと考えられ、名主の座の成立は、二階層の設定以来と推測される。⁽²⁹⁾

つぎに、集村化・環濠化した室町時代の若槻庄の名主は表9のとおりである。

興福寺は大和国内の同寺領庄園に対しては室町時代においてもなお強い支配権を持っており、年貢等未納があれば随時名主を交替させたが、表9によると、室町時代の若槻庄の名主は、前掲鎌倉時代後期のそれとは全く変ってしまっている。庄内では在地武士若槻氏一族以外で名主職を維

表9
寛正6年・若槻庄名主

名 主	名 田 数
吉岡左衛門尉	11.000
吉岡太郎衛門	10.000
吉岡左近	9.036
吉岡トネ	20.240
番条 戌亥殿	11.000
番条次郎三郎	15.180
番条三郎太郎	12.240
番条兵衛四郎	9.144
若 槻 右 近	9.144
同	7.072
若 槻 八 郎	14.144
若 槻 衛 門	22.288
ヒエタ弥九郎	19.180

〔註〕『大乘院寺社雜事記』
寛正6年5月4日条。

持しているものはみられない。逆に周辺の興福寺一乗院領中荘（大和郡山市中城町）の在地武士吉岡氏一族、同じく周辺の興福寺大乘院領番条庄（同市番条町）の在地武士で同院方衆徒であった番条氏一族、それに同じく周辺の興福寺大乘院領稗田庄（同市稗田町）の金融業者弥九郎、以上が若槻庄名主となっている。⁽³⁰⁾ もちろん、彼等名主は興福寺大乘院から補任されたものであるが、その根底には、若槻庄名田畠の作主職の買得があったものと考えられる。つまり、鎌倉時代後期の前掲新名主ないしその子孫は、室町時代にいたる間に名田畠の作主職を多く売却して同田畠の作人に転落し、作主職にもとづく得分（作職）⁽³¹⁾を同職買得者に毎年納入しなければならぬ立場になる形で庄内に存在し、座の結衆として存続していたものと、基本的には考え

られる。この段階では殿称に値する地下人はいなかったのではなからうか。

若槻庄名主は興福寺大乘院衆徒番条氏一族を中心とし、吉岡氏一族、若槻氏一族といった武士層によって占められた。周辺の番条・吉岡両氏一族はもちろん、若槻氏も武士化して支配者層になった以上は、前記したとおり、村民の立場を離れ、名主であつても座の結衆ではなかつたろう。

つぎに、いま一点、前記北葛城郡下田庄の西辺に所在する興福寺一乗院領当麻庄の応永十二年(一四〇五)の近衛殿御所造管段銭支配状⁽³⁴⁾にみえる新名と新名主は表10のとおりである。新名は本名の半名・三分一名・四分一名等となつてゐるが、新名主は平田庄官で興福寺一乗院方国民の岡・万歳・布施・高田の諸氏、その一党の被官武士のほかは院坊等で、いわゆる村民としての地下人と見受けられるものはひとりもない。おそらく、地下人としての新名主は南北朝時代を通じて名田畠の作主職を多く売却して作人に転落し、名主職をも失つてしまったもので、若槻庄に同じ動きと考えられる。

以上の若槻・当麻両庄の動きからみると、室町時代に

表10

名	段 歩	名 主	名	段 歩	名 主
1 助 貞 名	10. 300	南殿ヲカ	19 吉 次 名	13. 096	福塚殿
2 今 成 名	13. 000	同 人	20 常時三分一	6. 050	同 人
3 岩 永 半 名	7. 072	岡 殿	21 末 貞 名	10. 010	同 人
4 勝 力 名	10. 150	瓦 坊	22 光 貞 名	13. 096	塚上堂フセ
5 助 正 名	13. 000	同 人	23 近 末 名	16. 016	西田井殿
6 金 犬 名	13. 150	今井殿	24 岩 永 四分一	4. 090	同 人
7 安則名三分一	6. 300	同 人	25 安 国 名	13. 293	北坊□□
8 隆 実 名	14. 356	塔南院	26 成 末 半 名	8. 120	豊井殿
9 快 順 名	10. 020	新殿ヲカ	27 成 末 半 名	9. 000	禅識房
10 小 三 郎 半	7. 045	万才殿	28 小 三 郎 半	5. 315	川畔殿
11 成 田 名	17. 123	岡崎殿	29 安則三分一	1. 030	中殿アト ミツチ田正
12 岩 永 四分一	2. 300	同 人	30 常時三分一	1. 300	兵衛次郎殿
13 助 包 名	13. 096	福塚殿	31 行 忠 名	7. 036	馬場殿
14 得 善 名	6. 310	同 人	32 小 石 名	17. 000	
15 安則三分一	6. 300	同 人	33 太 郎 丸	15. 102	高田殿
16 快 智 名	7. 090	同 人	34 包 支 名	11. 132	同 人
17 秋 吉 名	7. 350	同 人	35 近 元 名	14. 346	同 人
18 行 貞 名	13. 202	同 人	36 常時三分一	6. 120	公田殿

は、なお百姓名体制は存続していたにしても、名主に地下人・百姓はみられず、百姓名体制は平坦地域では実質崩壊していたものとみてよからう。いずれ、戦国時代には百姓名や庄官は消滅し、庄官に代って庄屋が出現してくる。³⁶⁾ 右の両庄の動きから推測するに、下田庄内でも同様の動きがみられ、そこには、名主職を失った作人がいたものとみなされ、このような状況のもとでは殿称を必要とする村人はいなくなっていたものとみてよいのではないか。また、作人が居住する村は、支配層に被官化した武士が名主として支配していたという関係もあり、以前のとおりの座的結合による自治があったとも考えがたい。

ところで、竜門庄の所在は山間地域であり、国中・平坦地域の下田・若槻・当麻の三か庄とは地理的事情が違うとはいえ、当時の竜門庄は今日の竜門とは相当異っていたらう。つまり、前記のとおり、大和国中より吉野への通路にあたり、また宇智郡からの伊勢街道が吉野川沿いに東西に走っており、吉野川自体にも面しており、上市・下市が西隣りにあった。

また、山間の割りには田地が多く、山口村文禄検地帳には「田方百六拾三石八斗五升、畠方九拾二石五斗」とある。

柳村の同検地帳には「田方参百貳拾三石四斗貳升、畠方百拾九石」とみえる。畠方では麦・豆・楮等が栽培されたようである。また『大乘院寺社雜事記』長享三年(一四八九)三月二十五日条には、

吉野河ツラチマタ衛門太郎参申、材木事仰付之了、

とみえ、千股の衛門太郎が興福寺大乘院の材木の御用を受けていることがうかがえる。そのほか、柴・炭・割木等の山かせぎも農間副業としておこなわれたらう。³⁷⁾ 以上からみると、竜門庄は人馬の往来も多く、産業面でも農業のほか材木・紙、山野・河川からの各種収獲もあげられ、貨幣経済も比較的発達していたように考えられる。名主が公事屋と称せられていたのも以上と関係しよう。

従って、前記のとおり、代官請料が二百貫文の時期、百二十貫文から百五十貫文に強化された時期には、田畠の作主職を売却して小作関係に入る割り合が相当高かったのではないかと推測される。

大頭勤仕の変化

表7によると、正平二十三年(一三六八)〜建徳元年の三年間、天授五年(一三七九)・同六年、元中三年(一三八六)

・同四年の計七年分は「大頭入衆日記」では記載されていないが、その理由は不明というほかない。ついで、永享七年（一四三五）は年号と干支のみでほかに記載はない。この理由も不明である。以上のほかで問題となるのは、永享五年は「頭ナシ、大旱」とある。これは大旱魃のために年中行事は何もなく、入衆も大頭勤仕もなかったものであろう。翌六年は入衆も大頭勤仕もおこなわれているが、永享七年は前記のとおりである。ついで、同八・九年は入衆も大頭勤仕もおこなわれているが、同十・十一年の二年分では「大頭トマル、御供ハカリマイル、ミ子寺^(兼)董」^(兼)「大頭トマル、先同、ヒラヲ衛門九郎、入頭さ衛門次郎、齊六トノ跡」とあり、翌永享十二年は例年どおりとなっている。永享十・十一年は大頭は勤仕したが、年中行事はなく、神仏への御供をおこなっただけのようである。「大頭トマル」とは以上の意味のようである。その理由は記すところはないうが、永享元年以来、大和永享の乱がおこっていた。同乱は後南朝方の幕府への反抗でもあり、吉野地域も無関係ではなかった。後南朝方は多武峯から明日香地域に陣を構えていたようで、永享十年五月幕軍は倉橋（桜井市）・橋寺（高市郡明日香村）の後南朝方の両城を陥れ、同年八月多

武峯を攻めると後南朝方の越智維通・箸尾某は同峯を遁逃した。この間、同年七月に、前年以來大和に出奔していた將軍義教の弟大覚寺義昭が天河（吉野郡天川村）において反旗をひるがえすと、幕府は一色義貫らを派遣して討たしめた。幕府軍は、おそらく明日香村岡からの芋か峠越えに竜門庄に入り吉野に向かったものであろうか。こうしたなかで竜門城には一色直信が入ったものようである。とすると、竜門庄内もおそらく、兵糧米等でこの合戦に巻きこまれる可能性が高く、前記のとおり「大頭トマル」といった状況になったものとみなされる。

永享十二年になると、將軍義教は一色・土岐両氏の大和での動きに疑問を持ち、後南朝方に内通したものとみて五月には武田信栄・細川持常らをして一色義貫・土岐持頼を討たせると、両人は外山・三輪（桜井市）の陣所でそれぞれ自決した。このとき、竜門城にあった一色直信は細川持元に攻められ、ついに竜門寺峰堂に入って自害したとい⁽³⁾う。以上永享十・十一兩年の「大頭トマル」の根拠を推測してみた。以後数年にして大頭勤仕が変ってゆく。

正中二年以來の大頭勤仕は入座順であったことは既に述べたところである。この点は正平八年以後の大頭二人〱両

頭になっても同じであった。前掲史料では「両頭事可為入次第」とある点からみても、また座衆の入座年次と大頭勤仕のそれを比較してみても明らかであろう。

しかし、右のような座への入次第（順番）に大頭を勤仕する様式は室町時代も永享年間をへて嘉吉頃になると大頭を勤仕して二〜三年くらいでその子息が入座するようにかわる。それはさらに変化し、文明年間以後は原則として子息が入座する前年に父親が大頭を勤仕するようになっていく。従って入衆は毎年一人に限定される。このような大頭を「ヨリ」（降りか）頭といっている。つまり、座衆としての立場を子息に譲って、親は座を降りるわけである。従って子息の入座するときの年令は以前のように一定しなくなる。

また、ヨリ頭の勤仕は、誰が何年に勤めるかは予め座評定で差定されていたものである。しかし、本人ないし近親者が死去した場合は、臨機応変の措置がとられた。それとして明応三年（一四九四）から数年があげられる。同三年のヨリ頭は次郎兵衛であったが、「ウハ」の死去により勤仕できなくなり、翌同四年に予定されていた右馬四郎も、おそらく近親者の死去で勤仕不可能となり、「三年目ナレドモ

山口助次郎殿勤仕サセ申者也」とあるように、三年先に差定されていた山口の助次郎が二年早くヨリ頭を勤めている。しかし、入衆の方は差定どおりで、明応四年には次郎兵衛の子息が入り、次郎兵衛は同五年にヨリ頭を勤仕、翌同六年に助次郎子息が入衆となっている。

もっとも、ヨリ頭は第一冊の永正十五年（一五一八）までははつきりしているが、同十六年以後は九月七日付の入衆一人の記載のみとなり、同冊は大永八年（享祿元、一五二八）で終っている。この間、大頭はヨリ頭かどうか不明である。第二冊は大永七年から天正十二年までの記録であ

表11

年次	チカキ(自害)・タウサウ(逃走)
大永7	ヒラヲシヤウチ、アニノチカキ
天文4	峯寺中西、六郎次郎タウサウ
同6	西谷ミナミ、五郎三郎タウサウ
同9	下コヤノ齊六親父チカキ
同11	ヲウチノチカキ
同13	西谷上コヤ、三郎四郎タウサウ
同15	西谷ヲニシ、太若姉チカキ
永祿2	香束大西、某母ノチカキ

る。入衆がその年「キトナミ」をする年もあり、「勤仕」した者の名前のみならず、「入衆」の名前のみの年と、両者がみられる年と、記録は多様である。しかし、入衆は一人となっており、後掲の天正元年の記録では、ヨリ頭の勤

仕となつてゐる。この場合「ヨリコメ」を必要としたものである。また、この第二冊で目立つことは「チカキ」（自害）者、「タウサウ」（逃走）人が目立つことで、記録されているのは表11のとおりである。

逃走人については、天文四年の場合つきのとおりみえる。

入衆峯寺中西六郎次郎

六郎二郎（通志）タウサウニヨリ、子息代官ニ

（巻）御へキヨマイラスナリ、

とある。逃走人が出た場合、子息がなお残つていれば、代官に御幣を上納したようである。代官とは領主代官の多武峯寺のことであろう。御幣を上納するのは、子息としては領主に反抗の意志がないことを表明するためとみなされる。

実は竜門庄は永正三年（一五〇六）九月、細川政元の部将赤沢朝経（沢蔵軒）の攻略を受け、庄内に放火されることがあった。『多聞院日記』同年九月十日条には、

昨日九日竜門郷へ沢蔵勢遣則放火了、

とある。これは、永正三年八月沢蔵軒が山城から大和に侵入し、まず、秋篠・宝来・郡山・西京以下を陥れ、大和国

人の筒井・箸尾・十市・越智の諸氏を破つて南下するなかで、十市遠治・箸尾為国らが多武峯寺へ没落して来た関係で戦われた九月四日以来の「多武峯合戦」において、さらに多武峯寺衆徒・十市・箸尾衆が敗北したことの余波として竜門庄も放火されたものようである。大した被害はなかつたように、いちおう推測される。しかし、ついで大永二年（一五二二）竜門庄は同庄代官多武峯寺の発向を受け、同寺衆徒により庄民は住宅を焼かれ庄内から追却されるという事件が起こつた。これは、何等かの余波と考える余地ないことである。竜門庄庄民の、領主興福寺寺務、代官多武峯寺への抵抗に対する発向であつた。もつとも、飯貝本善寺（吉野町）と越智家衆の仲介によつて庄民は庄内への遷住が許されるといふ結果になつた。このときの庄民の起請文によつて多武峯寺の発向の経緯を具体的にうかがつてみよう。

起請文

今般竜門発向子細者、彼庄民、近年寄事於左右、恣貪土貢、減少運上員數、令奸謀所務官錢、加之不用成敗、对押下知、不法以外所行也、剩去八月廿六日犯過人成敗之處、殺害使之法師之条、先代未聞、悪行狼狽専一也、依之被進発一山彼在所、放火住宅、追却其身畢、

雖然本善寺・越智為兩所育被宥免、令還住者也者、

天罰起請文之事、

庄民等謹言、自今以後、年貢・所當如旧例斗代令運上、

不輕成敗、不乱法度、於大小公事為庄家不計遂訴訟、

任上載、^(略)愆而成穩便之思、捧貞心之儀、聊以不可存自

由依怙、若此条々、雖為一事存曲節令違犯者、

梵天・帝釈・四大天王・十二大天廿八宿天神地祇、大

黒・弁才大聖、歡喜天・廿八部衆・鬼神・大將・諸善

神王、特者、大講堂弥陀如来、觀音・勢至大聖、文殊

・医王善逝、日光・月光・十二神將、更復、驚覺天照

大神・八幡大井・春日大明神・賀茂下上・松尾・稻荷

・平野・大原・住吉・祇園・天瀧天神部類眷屬、山王

七社、特別者、当山地主談山大明神、一百余所伽藍護

法十八善神、惣者、五畿七道權実諸神、更復、婦命晨

旦国中南岳・天台・章安・妙樂諸大師等、善無畏・金

剛智・不空・一行・惠和・法全等三藏闍梨、吾山伝教

慈覺、顯密守護之諸神等之御罰罷蒙身上、至子々孫々、

現世受白癩・黒癩病、来生咽阿鼻大城炎、沈八寒八熱

苦者也、仍起請文如件、

大永二年壬午九月晦日

志賀

九郎左衛門入道 (花押)

同

源七郎 (略押)

同

同 子 (略押)

同

次郎左衛門 (花押)

同

齋三郎 (花押)

同

太郎次郎 (花押)

同

藤次郎 (略押)

同

弥太郎 (花押)

辰野

齋五郎 (略押)

河原屋

与次郎 (略押)

同

兵衛九郎 (略押)

峯寺

六郎次郎 (略押)

西谷

衛門五郎 (略押)

山口

兵衛四郎入道浄久 (略押)

同

助三郎 (略押)

同

同 子 (略押)

同

三郎次郎 (略押)

香東

勘解由 (略押)

同

六郎三郎 (略押)

同

秦四郎 (略押)

柳

斎三郎 (略押)

同

太郎左衛門 (略押)

大野

兵衛五郎入道兼蓮 (略押)

同

同子兵衛太郎 (略押)

同

斎次郎 (略押)

同

小三郎 (略押)

牧

孫四郎 (略押)

栗野

鳴滝 (略押)

田原

弥五郎 (略押)

同庄ヤ

九郎次郎 (略押)

伊良字

太郎四郎 (略押)

津風呂

弥次郎 (略押)

同

衛門次郎 (略押)

屋字

五郎兵衛 (略押)

同

左衛門太郎 (略押)

東方庄ヤ

九郎次郎 (略押)

西方庄ヤ

馬五郎 (略押)

これによると、竜門庄が代官多武峯寺の発向を受けた理由は、庄民が年貢等の抑留をおこなったのに対し、多武峯寺がその「犯人」を成敗したところ、庄民は同寺の使者を殺害して対抗したというものである。庄家の一揆と考えられるが、庄民側の敗北に終わったもので、従って年貢・公事の完済を誓って遷住を許されたわけである。それだけに、大永二年以後、庄民の生活は発向のあと始末もあり苦難にみちていたろう。

竜門庄の収取については、大永二年の「御寺務条々」に、

請申入興福寺御寺務領竜門庄御年貢用途事

合百五十貫文者、

右件御庄年貢銭者、毎年十月中ニ悉以可運上申候、万

一雖^レ為^ニ一事、馳^ヨ過^ル退^ル月^一令^ニ無^シ沙^汰候者、速被^レ召^ス

放給主職、可^レ被^レ仰^付于余方^一候、其時更不^レ可^レ申^ス

一言之子細^一候、仍請文之^如件、

大永二年壬午卯月廿六日 惣目代名判

御奉行所

(中略)

後己心寺殿御当職時者二百貫文、其後減少、両門跡之(孝尋)時者、百五十貫文、院家之百廿貫文、毎度請申了、

とある。これを総合すると、大乘院院主孝尋(後己心寺殿)の一回目別当在任期間は明徳元年(一三九〇)から応永二年(一三九五)である。(41)北朝の後小松天皇が南朝の後龜山天皇から、いわゆる神器を受ける形で南北両朝が一体化したのが明徳三年であるから、孝尋が興福寺別当に任じた時期は、竜門庄は実質興福寺寺務の支配下にあったものとみてもよく、競合する南朝は有名無実に等しい存在になっていたから、竜門庄の代官請料は重くなっていたものと考えてよからう。二百貫文とあるが、これが重い負担であったことは同請料がその後減少している点からもうかがえる。減少した時期の別当として「両門跡」とあるが、これは大乘院院主経覚と同尋尊とみて違いなからう。この両門跡の時期は代官請料は百五十貫文とみえる。(42)その後の院家(後智恵光院、政覚か)の時はさらに百二十貫文へと減額している。こうしたなかで大永二年では前掲冒頭にうかがえるとおり百五十貫文へと増額している。同年の別当は大乘院院

主経尋で、三月十一日に別当に補任したところであり、百五十貫文へと増額したのは大永二年であり経尋によるものと考えられる。この請料増額は年貢・公事の増強をもたらすことはもちろんで、竜門庄庄民が代官支配に對抗して「年貢抑留」等をはじめたのは、この請料の増強にあったものとみて違いなからう。それが、代官発向を結果し、庄民はこれに對抗したが敗北し、起請文によって還任を認められたこと前記のとおりであるが、「大頭入衆日記」第一冊の末尾分(大永三々八年)と第二冊分の時期は竜門庄民にとっては苦難の時期といってもよく、自害者・逃亡人が出たのも無理からぬものがあつたと推測される。しかし、こうした動きは、庄民の団結、つまり座的結合とどういった関係にあつたものであろうか。

自害者や逃亡人の前掲人数は、大頭勤仕の差定変更という形で記されているだけであるから、実際にはもっと多かったものとみてよく、また、大頭勤仕の差定変更も座衆に暗い影をおとしたものであろう。

その後、「大頭入衆之日記」(第二冊)では右の自害者等の問題のほか、大頭の「イトナミ」についても、天正十年は、「ミキハカリ」、同十一年は「御ミキ斗、此外何モナシ」

とあり、同十二年にはイトナミについて何等記すことさえないままに、この年までで第二冊の記録は終っている。

大頭勤仕の変化ということでもみてきたが、入衆が大頭勤仕の順番を待っている時代は、大頭への意欲が強く、大頭勤仕は座衆の権利と考えられていたようである。しかし、ヨリ頭の段階では、座衆は権利というよりは、責任・義務と感じていた印象をうけ、この変化は、座的結合の崩壊化の過程とみなされる。それは、前掲大永二年の興福寺代官多武峯寺の竜門庄発向以来同庄に対する支配が、おそらく越智氏の支配も加わる形で強化されてきたことのように貢・公事も前掲の如く重くのしかかってきていたことによるものとみなされよう。天正十年・同十一年の記録は前掲のとおり「御ミキ斗、此外何モナシ」、同十二年は年次のみでほかに記すところはない。竜門庄民は重い年貢・公事とまぎびしい領主支配のもとで為す術を失なった感じがする。

おわりに

大頭入衆は、はじめは童名中心であったからあまりみられなかったが、それでも冒頭の源内・正平年間の三人の藤内は、一定の醸金のもとに官途成した家筋の者とみなされ

る。室町時代になり記載様式が変わると大頭勤仕者には、左・右衛門、左・右兵衛、右馬、刑部、縫殿等官途成の結衆が多くみえる。彼等は名主百姓であり、公事屋と云われ、庄内村落においては最上層の地下人であった。

結衆は、年間を通じて法会・祭礼・修正会等年中行事のほか、必要に応じて山野・用水の共同利益その他の庄内の諸問題を集会において評定したものである。評定の結論は、一般的にみて、庄内地下人を名主・間田百姓の二階層に大別すれば、名主層に有利なものであったこと云うまでもなからう。そのための座的結合とも考えられるからである。

しかし、入衆は、記録の上では鎌倉時代末期以来大頭を勤仕したが、日記にはみられなかったけれども、仮称すれば「キリコメ」ともいった料足を醸出しなければならなかったようである。これは、文明年間以後の「ヨリ頭」の場合、後掲のとおり五石余りの「ヨリコメ」を出していることから推測される。大頭勤仕にかわる料頭は七石等を弁進していたことは前記のとおり日記にも記録されていた。「キリコメ」にせよ「ヨリコメ」にせよ、結衆は生涯に一度は醸出しなければならなかったものであろう。南北朝時

代はそれが比較的容易であつたから、入衆は積極的に大頭勤仕を要求したものと考えられる。また、一定の年令になれば公事屋の子息は入衆となり、大頭勤仕を待っていた。

それが、文明年間以後「ヨリ頭」に変わり、入衆も年一人となり、積極性が失なわれるのは「ヨリコメ」の準備がままにならなくなってきたからであろう。なかには、頼母支講の形式で、酒・米などを先借りして「ヨリ頭」を勤める者もいた。⁽⁴⁴⁾しかし、逃走する場合、自害する場合もあつたものである。こうなると結衆となることも大へんなことであつたらう。

ところで、竜門庄地下人の自治組織ともみられる座に必要な年間の財源は惣郷田畠からの収入を出納すると考えられる。「造官方」にあつたようであるが、「キリコメ」「ヨリコメ」五石余も座の財源の一環であつたと考えられる。この限り、大頭・ヨリ頭の勤仕は、私財を醸出してのことで、いわば有徳行為とも考えられ、庄内地下人全体に対する徳の配分行為ともみなしえよう。文書所有者の上田龍司氏は、大頭勤仕は庄内への「おごり」奉仕といつていられる。

また、大頭・ヨリ頭勤仕のなかでの祭礼・修正会等は五穀豊饒への祈り、その感謝であり、法会は先祖への供養と

考えられ、これらおこないは庄内地下人全体に還元されるものであつた。⁽⁴⁵⁾以上のように考えれば、庄内地下人二階層のうち名主・公事屋が結衆となつた座の自治は間田百姓の自立台頭を抑圧するという面はあつたにしても、それだけのものではなかつたように考えられる。

しかし、戦国時代末期になると、永禄五年(一五六二)は、入衆の記載がなく「香東シモヲオタニ」の「地下惣イトナミ」とある。同十年には入衆は「西谷北公事屋」として「地下キトナミナリ」とみえる。ついで天正元・同二年分はつぎのとおりである。

天正元年癸酉九月入衆西谷上カウヤ、甚四郎キトナムナリ、ヨリコメ五石二斗八升下⁽⁴⁶⁾。

天正貳年甲戌九月七日入衆瓦屋弥三郎、ヨリコメナシ、御供マテニテツトメラル、

これらを総合してみると、永禄十年の地下キトナミは西谷北公事屋を中心に同地域の公事屋全員がヨリコメを醸出しあつたものであろうか。また、永禄五年の「地下惣キトナミ」は香東シモヲウタニ地下人全員がヨリコメを出しあつたものであろうか。とすると、これは公事屋の座の崩壊化を意味するものであろう。天正元年はヨリコメを甚四郎が

弁進して例年のようにおこないえたようであるが、翌二年は入衆の瓦屋の弥三郎はヨリコメを出さないまま神仏への御供までを勤めたようで、いわゆる振舞いはなかったようである。これも座の崩壊化を意味しよう。

結果は、名主とはいいながら、多く田畠の作主職を売却していたとする限り、実質は小作人化していたものである。反面、隸属的であった間田百姓も自立化をすすめていたことも考えられ、地下人二階層も崩壊してきていたものであろう。こうした社会状況であったとすれば、そうしたなかでおこなわれた豊臣秀吉の、地主を否定する一地一人の檢地は、徳政の意味をも一面で持ち、崩壊化した中世の座が復活して近世の座になったものであろうか。

(後記)

竜門庄の座の動向については、なお残した問題があるが後日を期したい。また、「大頭入衆日記」等は『奈良史』11巻に史料として掲載の予定である。

〈註〉

(1) 奈良県吉野郡吉野町大字山口、上田龍司家所蔵。同日記は二冊から成る。第一冊は正中二年から大永八年まで、第二冊は

大永七年から天正十二年までの入衆と頭役の年次歴名であるが、そのほか、延元三年の下人鬼石丸讓状、正平三年の竜門庄大小百姓愁状、康正元年の造官方仕日記、天文十九年以來の大頭助成之日記、永祿三年の造官方諸支配引付、天正五年惣郷納帳、同七年の集議掟書案、文祿三年の春日講頭衆人数覚、同四年山口村檢地帳、田畠作主職等売券数点等がある。『奈良県総合文化調査報告書』二の古文書学の部に近世分もあわせて紹介されている。

(2) 『史学雑誌』六三の三、昭和二十九年。

(3) 『中世の民衆と文化』所収、創元歴史選書、昭和三十一年。

(4) 以上の引用文は前掲誌三三―三五頁。

(5) 以上の引用文は前掲書二四―二六頁。

(6) 『奈良県総合文化調査報告書』二、昭和二十九年。

(7) ともに、同右書、二九二頁。

(8) 上巻、昭和四十七年。

(9) 同右書、一七七頁。

(10) いずれも註6に同じ。

(11) 奈良県北葛城郡香芝町鹿島神社所蔵の「頭役・入衆帳(仮称)」にみられる座も、一般に宮座と考えられている。鹿島神社の祭礼をも勤仕しており、宮座でよいのであるが、史料に即していえば、中世では「法樂寺座」とあり、「宮座」なる用語はみられない。従って厳密にいえば寺座となろう。竜門の場合も、後述のとおり竜門寺涅槃會とも関係があったものと考えられ、もと寺座であったかも知れない。

(12) 応永七年カノ、九月四日座衆百姓評定云、天満宮神主殿、

大汝宮神主殿兩人座敷事自今以後七日・十日兩度被_レ仕_レ可_レ為_ニ御宝前、□役事名代子々孫々可_レ被_レ免_レ置_一者也、雖然座敷膳事悉不可_レ有_ニ退_レ転_一可_レ宛_レ申_一由定_レ之、仍為後代之狀、如件、

(13) 『吉野町史』、『奈良県史』五卷(神社)、『奈良県の地名』等参照。

(14) 前掲堀池論文参照。

(15) 萩原龍夫「中世官座の基本性格(二)」、「中世祭祀組織の研究」所収、二二五頁以下参照。

(16) 記録として延元三年の「下人鬼石丸」の謄状がある。

(17) 一は興福寺別当補任、一は諸供の別当補任、一は竜門・菟蓋兩寺の別当補任を宣するもの、この形式は天禄元年(九七〇)から長保二年(一〇〇〇)の間にできていたようである(「権記」)。また、少くとも天禄元年には竜門寺は興福寺末寺になっていたものと考えられる(同年の太政官牒)。以上は前掲堀池論文による。二七三―四頁。

(18) 『吉野町史』下巻、南北交通道路、一一九頁以下参照。

(19) 『吾妻鏡』文治五年の義経の「腰越状」にみえる「大和国宇多郡竜門牧」は、現在の宇陀郡大字陀町大字牧を中心とした牧場であったもので、竜門郷全域とは考えがたく、竜門牧と竜門郷は並存したものと推測する。いづれ鎌倉時代に開発されて竜門庄のうちに加えられたものと考えておく。

(20) 「醍醐寺地蔵院日記」上(『大日本史料』六の一)の正月三十日条には「吉野帝御遷座于阿智河入道城云々」とみえる。

(21) 竜門庄は東西両庄に分かれていた。後掲大永二年の起誓文参照。

(22) 「東金堂細々要記」。

(23) 吉野郡川上村運川寺所蔵の大般若經奥書によると雲祥は同經書写を正平十四年から同二十年に及んで竜門庄内の津風呂亭等、志賀長波左間・清五郎室、山口之藤内室、牧城之中務室等でおこなっている。そのうち正平十五年七月四日の奥書には(「前略」)官軍楠木、牧鴨觀房故定觀房息、筑後入道覺仏房、惣者、宇陀郡官軍等、発向于河州古市之・武家方城・之最中也、仍翻写經之功力、凶徒退散・宝祥延長耳、(『吉野川上村史』)といった、南朝方に立っての当時の両朝合戦の動きや写經の功徳による南朝方勝利を祈念する記事もみられる。こうした点からみると、少くとも正平十四年以後竜門庄の支配は牧氏の代官支配下にあったものと推測される。なお、牧鴨觀房・津風呂筑後の妻は、それぞれ藤原氏女・清原氏女とあり、いづれも、もと在地から台頭した豪族ではなく、他所から移り住んだ有力者と推測される。牧氏については、宇智郡牧野(五条市)を本貫とする大和源氏の庶流であろうと推測する説もある(『吉野町史』上巻、秋山日出雄前掲論文)。

(24) 『大乘院寺社雜事記』長禄二年四月九日条、同五月二十二日条。

(25) 座衆帳のはじめの部分を紹介するとつぎのとおりである(「香芝町史」史料編)。

建久七年
一番行西 貞常
建久八年 〔安〕部 為文
建久九年 時貞 重久
建久十年 見下 護介

(中略)

承元五年 安介 三郎主 徳王入令申

清二郎 伴^(内)行^(外) □

建暦元年 護追輔使 有常

(中略)

建治三年丁丑正月十六日 一郎

入衆 金剛^{ナクラノ} 小法[□]

建治四年戊子正月十六日 七郎殿

入衆 毗沙三郎殿 乙石五介ノ

(下略)

承元五年に「入令申」として入衆がみえるが、その他は頭役勤仕者。入衆が本格的に記録されるのは建治三年以後である。入衆は百姓名名主の子息で竜門庄の場合と同じである。

なお、法楽寺座の所在の下田は、下田村とも下田庄とも記録されており、摂関家領平田庄内にふくまれている(「香芝町史」八六一―二頁)。

(26) 豊田武「武士の村落支配」(「武士団と村落」所収、昭和三年)、七七頁以下。

水上一久「本名体制と惣領制」上・下(「日本歴史」一一五・一一六号、昭和三三年)。

(27) 渡辺澄夫「環濠集落の形成と郷村制との関係」(「畿内庄園の基礎構造」下巻所収)。

(28) 拙稿「百姓名の分解」(「奈良県史」10巻所収、昭和五九年)、一〇五頁以下。

(29) 拙稿「進官庄の名の再編成(百姓名の設定)」(「奈良県史」

10巻)、八六頁以下。

(30) 黒田俊雄「中世の村落と座」(「日本中世封建制論」所収、昭和四九年) 参照。

(31) 『奈良県史』10巻、二六四頁以下。

(32) 拙稿「室町期百姓名の動向」、同右書、一一五頁以下。

(33) 若槻氏は若槻庄下司、大乗院衆徒番条氏の披官にならないわけにはいかなかったと推測される。

(34) 天理図書館保井文庫蔵。

(35) 『大乗院寺社雑事記』、「多聞院日記」等。

(36) 前掲木村博一論文。

(37) 以上「看聞日記」等による。

(38) 『竜門嶽落城記』

(39) 『談山神社文書』

(40) 内閣文庫蔵、『大日本史料』九の一五。

(41) 『興福寺別当次第』、『続々群書類従』二。

(42) 『大乗院寺社雑事記』長祿三年六月十七日条。

(43) 註(41)に同じ。

(44) 天文十九年「大頭助成之日記」。

(45) 蘭部寿樹「中世村落における宮座頭役と身分」(「日本史研究」三二五号) 参照。

(46) 文祿四年の山口村検地帳と同年の平尾村名寄帳がある。もともとも同年の平尾村検地帳はみられない。

(47) 永島前掲誌、三六頁。